

News Release

令和2年4月22日
N I T E (ナイト)
独立行政法人製品評価技術基盤機構
法人番号 9011005001123

認定事業者に対する認定維持のための確認期限を 6ヶ月延長します ～新型コロナウイルス感染症関連支援策～

NITE (ナイト) [独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長：辰巳 敬、本所：東京都渋谷区西原] は、新型コロナウイルス感染症関連支援策として、法律による制約がある場合を除き、NITE 認定センターが授与した認定のうち、令和2年(2020年)11月末までに認定維持のための確認期限を迎えるものについて、6ヶ月間の期限延長を行います。

また、感染リスク回避のため、NITE が実施する全ての認定に関する審査は、当面の間、電話やオンラインを活用した遠隔審査で実施します。

これらの対応により、事業者による試験、校正等の活動の円滑な維持を支援いたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、内閣総理大臣による緊急事態宣言の全国への拡大等により、人と人との接触機会を8割削減することが求められています。

NITE が認定している多くの事業者でも、業務縮小等の様々な制約が課されており、NITE の行う認定審査等に対応するためのスタッフに出勤いただくことも困難な状況となっています。

一方で、社会的には試験、校正、標準物質生産及び製品認証の各ニーズは依然としてあり、適合性評価結果(試験結果、校正結果、認証書)を認定制度の下で信頼性を確保しつつ各事業者の顧客に提供していくことは、引き続き重要です。

このため、NITE は、製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)※¹に基づき、試験、校正、標準物質生産者及び製品認証機関として認定した各事業者並びに産業標準化法に基づく試験事業者登録制度(JNLA)※²及び計量法に基づく校正事業者登録制度(JCSS)※³の国際MRA対応事業者として認定した事業者に対して、令和2年(2020年)11月末迄に認定維持のための確認期限を迎える場合は、6ヶ月間の確認期限の延長を行うこととしました。

また、事業者が JNLA 試験事業者や JCSS 校正事業者としての登録や上述の認定を維持するため事務室や作業現場において従来どおりの NITE の審査を受審していただくとする、いわゆる「三密(密閉、密集、密接)」が発生するおそれがあり、審査を受

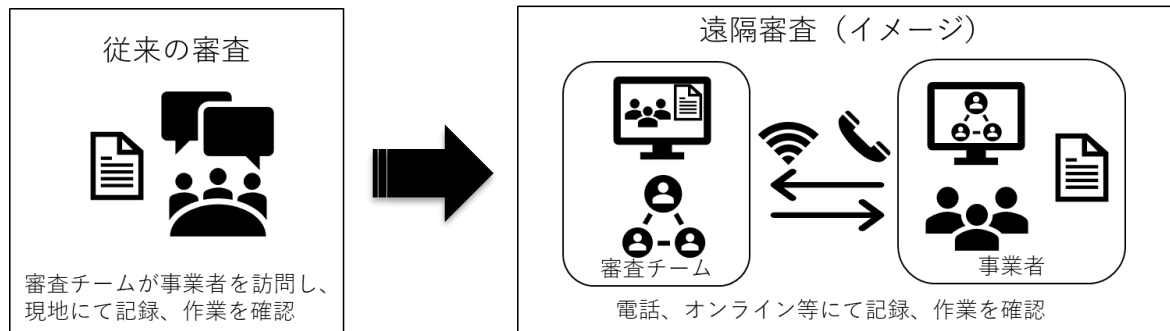
ける事業者と NITE の審査員の双方に感染リスクを伴い、感染拡大防止にとって適切ではありません。このため、そういった場での感染リスク回避のためにも、当面の間、実施する審査において電話やオンラインによる遠隔審査を積極的に活用してまいります。

これら 2 つの対策は、各事業者の状況を確認しつつ、行っていくこととします。

NITE は、今回の措置に限らず、新型コロナウイルスによる事業者への影響を緩和するための様々な支援策を検討しております。実施が決定したのから随時 NITE ウェブサイト等でご案内してまいります。

- ※1 国際規格に基づき NITE 認定センターが事業者の認定業務を運営する制度。詳細は ASNITE の Web ページを参照。
<https://www.nite.go.jp/iajapan/asnite/outline/index.html>
- ※2 産業標準化法及び ISO/IEC 17025 に基づき NITE 認定センターが試験事業者の審査や登録・認定などの実務を運営する制度。詳細は JNLA の Web ページを参照。
<https://www.nite.go.jp/iajapan/jnla/index.html>
- ※3 計量法及び ISO/IEC 17025 に基づき NITE 認定センターが校正事業者の審査や登録・認定などの実務を運営する制度。詳細は JCSS の Web ページを参照。
<https://www.nite.go.jp/iajapan/jcss/index.html>

※遠隔審査（イメージ）



お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長 岸本 勇夫

担当者 西嶋、丸山

メールアドレス：iajapan-info@nite.go.jp